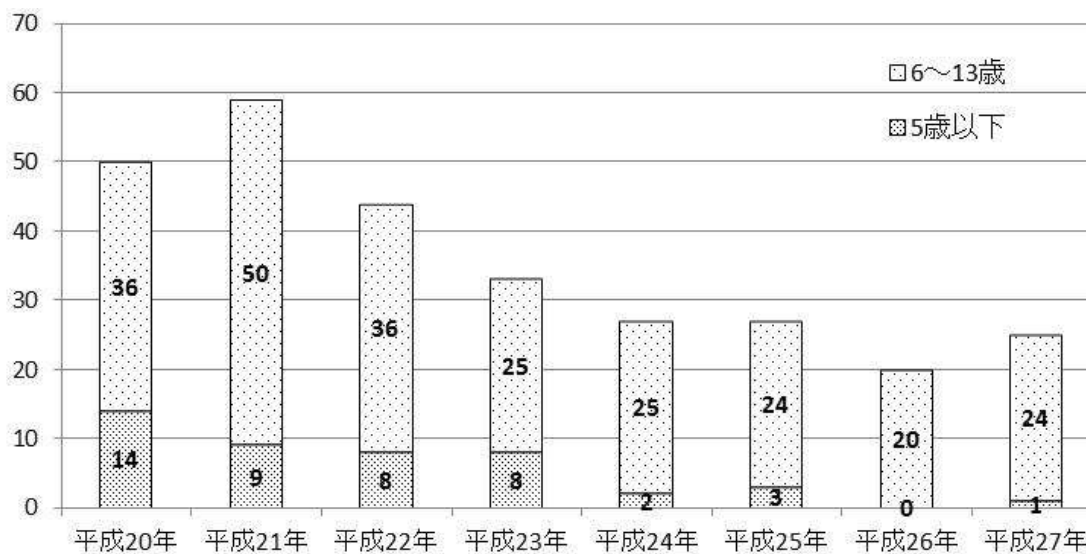


## 1 子供に対するライターへの安全対策（平成 21 年度）

### (1) 火災件数（東京消防庁「火災の実態」より作成）



ライターの火遊びによる火災行為者年齢別件数(年齢不明を除く)

平成 21 年度に提言を受け注意喚起等を実施しており、火災件数は減少している。また、チャイルドレジスタンス機能（CR）の法規制化が完全施行された平成 23 年 9 月以降、CR が有効と考えられる 5 歳以下の行為者による件数は、平成 23 年で 8 件あったものが、平成 24 年で 2 件、平成 25 年で 3 件、平成 26 年で 0 件、平成 27 年で 1 件と減少している。

平成 27 年の 5 歳以下の 1 件について、当該ライターがチャイルドレジスタンス機能（CR）を備えたライターかどうかは不明である。

なお、平成 28 年（速報値）<sup>1</sup>のライターの火遊びによる火災は、15 件で、5 歳以下の行為者による件数は 0 件である。

### (2) 法規制

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条に基づく特定製品に「ライター」が指定され、日本工業規格（JIS）として定めた「たばこライター及び多目的ライター—操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様（S4803:2010）」を満たさないライターの製造、輸入及び販売が規制されている。

- ・幼児の誤使用を防ぐ CR を備えないライターや幼児が興味を引くようなおもちゃ型のライター（ノベルティライター）は販売禁止
- ・技術基準に適合しているライターは PSC マーク表示の義務付け

<sup>1</sup> 平成 28 年の数値は、速報値のため、後日変更となる可能性があります。

### (3) 事業者団体の取組

一般社団法人日本喫煙具協会は、消費者への啓発活動や注意喚起を平成 22 年より毎年継続的に実施している。代表的な例として消防署とタイアップした啓発注意喚起、オリジナル絵本を制作し幼稚園での読み聞かせイベント等がある。直近では平成 27 年 11 月開催したイベント「喫煙具の祭典」にて、安全性訴求のための型式確認検査の PV 放映や、旧型使い捨てライター回収・交換を実施している。昨年は、協会適合品表示の認知及び子供の火遊び防止の安全訴求を目的として、ぬりえコーナーを設け、子供たちが描いたデザインをバスにラッピングさせ、平成 29 年 1 月から 1 年間運行している。

また、ホームページ等で子供の火遊び防止注意喚起や家庭に残っている旧型の使い捨てライターの処分を呼びかけている。

### (4) 国、都の取組

経済産業省では、ライターを含む特定製品の製造、輸入事業者が法第 11 条に基づく技術基準適合義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場に流通する特定製品を購入・検査する「試買テスト」を実施し、結果を公表している。

都及び区市は、都内の販売事業者に対し、立入検査を実施し、国に報告している。

また、都は平成 26 年度東京都商品等安全対策協議会において、ライターの火遊びによる火災件数を報告した。減少傾向にあるものの、平成 25 年の 5 歳以下の行為者による火遊び 3 件のうち 2 件は CR を備えないものであったことから、消費生活情報誌やホームページ、SNS において、旧型ライターの処分・回収を呼び掛けている。

## 2 ブラインド等のひもの安全対策（平成 25 年度）

### （1）東京消防庁救急搬送件数

#### ①協議会報告掲載（平成 25 年度）

年	軽症	中等症	重症	重篤	合計
19	1	0	0	0	1
20	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0
25	1	0	0	0	1

#### ②平成 26 年以降

年	軽症	中等症	重症	重篤	合計
26	0	0	0	0	0
27	0	0	0	1	1
28※	0	0	0	0	0

※平成 28 年データは速報値

#### 【事件事例】

自宅のカーテン（ロールスクリーン）の紐が首に巻き付いているところを母親が発見して救急要請にいった。（平成 27 年 女児 1 歳 9 か月）

(2) 消費者庁報道発表（平成 28 年 6 月 29 日）資料より抜粋

(1) 我が国での発生状況

平成 22 年から 26 年までの厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報を消費者庁が入手・分析したところ、ブラインド等のひもによる 5 歳未満の子供の死亡事故が 3 件確認されました。

また、死亡事故以外にも、平成 19 年以降、7 件の事故が確認されており、死亡事故を含めると計 10 件の事故が確認されています。

(表1) 日本におけるブラインド等のひもによる事故

事故発生・受付年	事故件数	(うち死亡事故)	年齢
平成19年	1	0	4歳
平成24年	4	3	0歳、1歳、2歳、4歳
平成25年	5	0	1歳(3件)、1～4歳(注)、6歳
合計	10	3	

(出所)「平成25年度東京都商品等安全対策協議会報告書」及び厚生労働省「人口動態調査」調査票情報により作成。(注)

(注) 事故情報データベースの年齢区分による。

(注) 協議会報告では、事故件数 7 件、うち死亡事故 1 件

(3) 安全基準の策定

- ◆日本ブラインド工業会は、協議会の提言を受け、平成 26 年 7 月「チャイルドセーフティー実施基準」を制定し、実施している。実施基準には、製品安全対策（コードクリップやセーフティジョイントの標準装備、解除力及び試験方法の設定）、安全意識向上策（注意喚起文、イラスト）、事故発生時連絡等と再発防止、安全な製品の開発について定められている。
- ◆日本インテリアファブリックス協会は、日本ブラインド工業会と連携し、ひもやタッセルの安全に対する注意喚起表示のための文章、ピクトグラムの使用に関する実施基準と表示規定を取り決めた。
- ◆JIS 原案作成委員会（経済産業省の委託事業）において、家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項—子どもの安全性に関する JIS 原案を作成中（平成 26 年度～28 年度）。平成 29 年度中に JIS 制定予定。
- ◆日本ブラインド工業会は、平成 26 年 6 月より上記 JIS 開発に参画し、統一基準の策定に協力している。

#### (4) 商品の改良

- ◆日本ブラインド工業会の会員企業は、平成 26 年 10 月より、主として家庭用のループ式ブラインド類のコードまたはチェーンに、それまでは消費者に取付け判断を委ねていたクリップを出荷段階で製品に取付けて順次出荷することとし、希望する消費者へはクリップを無償あるいは有償で提供している。
- ◆一定の力がかかると分離するひものブラインドやカーテンのタッセル、ループになってないコードで操作する製品、ひものないロールスクリーン・ヨコ型、タテ型ブラインド・プリーツスクリーンなど安全に配慮された商品が各製造事業者により開発・販売されている。

#### (5) 普及啓発

- ◆日本ブラインド工業会会員企業は、平成 26 年 5 月よりホームページのトップ画面に日本ブラインド工業会のリンクバナーを配置し、注意喚起のページにリンクしている。また、ジャパンテックスなどの展示会において安全な商品の紹介を行っている。
- ◆インテリア産業協会では、平成 26 年 3 月から翌年度にかけて、ウェブサイトや支部のセミナーを通じて、インテリアコーディネーター、協会会員などに対し、安全対策のポイントについて周知した。
- ◆日本インテリアファブリックス協会は、平成 27 年 3 月 31 日付で正会員企業に「ブラインド等のひもの安全対策」に関する注意喚起のための表示依頼を配信した。会員企業は、発行している見本帳、製品の取扱い説明書等に注意喚起のための表示を記載し、注意を促すとともに、ブラインド、スクリーン類の製品を生産しているメーカーでは、ひもの使用についての安全器具を標準装備やひもを使用しないで使える製品開発など、安全対策に取り組んでいる。
- ◆消費者庁は、平成 28 年 6 月の経済協力開発機構（OECD）の国際啓発キャンペーンに合わせて「ブラインド等のひもの事故に気を付けて！」により注意喚起を行った。
- ◆都は、事業者団体、関係機関等と連携し、事故防止啓発リーフレットを 10 万部作製し、都内の保育所・保健センター、消費生活センター等を通じて配付した。現在は、親子育て世代が集まるイベント等での周知、「東京くらし WEB」、ツイッター等で注意喚起を継続している。

### 3 抱っこひも等の安全対策（平成 26 年度）

#### （1）東京消防庁救急搬送件数

##### ① 協議会報告掲載（平成 26 年度）

年	軽症	中等症	重症	合計
21	6	2	0	8
22	10	2	0	12
23	7	4	0	11
24	12	1	1	14
25	15	2	0	17

##### ② 平成 26 年以降

年	軽症	中等症	重症	合計
26	6	0	0	6
27	23	0	0	23
28*	17	1	0	18

※28年のデータは速報値

#### 【主な事件事例】

- ・タクシーから荷物を降ろしていたところ、抱っこしていた息子を抱っこひも（高さ約 1.5m）から転落させてしまい、顔面を打撲した。  
（H26 2 か月 軽症）
- ・路上において、母親がかがんだ際に抱っこひもで抱えていた子供が抱っこひもから転落、アスファルト上に頭部をぶつけ受傷した。  
（H27 1 か月 軽症）
- ・母親が子供を抱っこひもに乗せようとして手を滑らせ、1 m 程度の高さからフローリングの床に転落させた。（H27 3 か月 軽症）
- ・長男が横断歩道に飛び出そうとしたため手を掴んだところ、抱っこ中の乳児（二男）を母親が落とした。（高さ 80 cm、アスファルト）  
（H28 1 か月 軽症）
- ・息子を抱っこしていたところ、抱っこひもが外れ転落した。  
（H28 5 か月 中等症）

## (2) 安全基準の強化

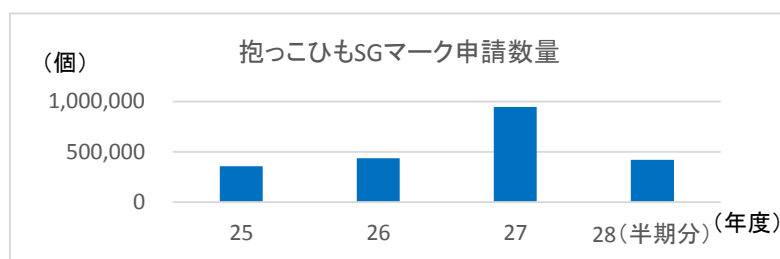
◆製品安全協会は、国内の抱っこひもの安全基準である SG 基準を平成 27 年 3 月改訂  
(主な改訂点)

- これまで、基準を適用できなかった海外ブランド製等の新しい製品にも対応した基準とした。具体的には頭当ての基準を新たに定め、足通し、腕通し、ベルト、カバー、包み込む形状等で乳幼児の身体が容易に落下しない構造を有していること等を追加することで、生後 1 か月から縦対面抱きができる（従来基準は生後 4 か月）製品に対応した。
- 前屈み動作などで、抱っこひもから乳幼児が容易に落ちないことを確認する試験を強化し、より安全性を高めた。

## (3) 商品の改良

◆国内シェアの大きい、海外の安全基準に準拠した抱っこひも（ベルト等により子供の身体を保持する構造は義務付けられていない）が、商品に子供の身体を保持するベルトを導入し、安全対策を強化、新 SG 基準による認証を取得した。ベルトは単体でも販売されているため、ベルトを有していない同型式の既存の商品も後付けにより安全性を向上できる。

◆SG マークはこれまで国内ブランドメーカーが主に表示していたが、基準改正により海外ブランドメーカーも SG マークを表示した製品が増加した。



SG マーク

## (4) 事業者団体の設立

◆協議会の提言による東京都の要望を受け、抱っこひもの使用に関わる乳幼児並びに使用者の安全を守るため、抱っこひもの正しい使用方法等の啓発活動を推進することを目的とし、製造・輸入事業者からなる「抱っこひも安全協議会」が平成 27 年 2 月に設立された。(平成 28 年 12 月末現在 会員数 36 社)

(主な活動)

- 年 4 回の全大会議開催
- ホームページの作成
- 東京ビッグサイトで開催されるベビー・キッズ&マタニティショーに出展し、使用者にあった抱っこひもの紹介や、抱っこにおける注意点についての啓発

- ・会員事業者を対象にした専門家によるセミナーの開催  
(製品事故未然防止、抱っこひもの基準、抱っこの効果に関する知識など)
- ・抱っこひもの安全な使用を促すポスターの作成
- ・抱っこひも「ヒヤリハット」体験募集キャンペーンを実施  
(平成 28 年 11 月 24 日から 12 月 31 日)

#### (5) 普及啓発

- ◆製品安全協会は、平成 27 年 8 月に抱っこひもの安全な使い方の動画を作成し、DVD を都内保健所・保健センターやイベント等で配布し、同協会ホームページでも公開
- ◆都は、事業者団体、関係機関等と連携し、事故防止啓発リーフレットを 10 万部作成し、都内の保育所・保健センター、消費生活センターのほか、小児科・産婦人科等を通じて配付した。  
また、東京都広報誌、消費生活情報誌、「東京暮らし WEB」、ツイッター等で注意喚起を行っている。  
リーフレットは活用機会の多い保健センター、医院等に追加配布し、出産時や乳幼児健診時の周知を継続している。さらに、子育て世代が集まるイベント等で継続的に注意喚起を行っている。
- ◆消費者庁は、同庁のホームページや全国の消費者行政窓口向け掲示板を通じ、都の取組と事故啓発リーフレットを周知した。さらに、「子ども安全メール」で消費者に対し注意喚起を行っている。

#### (6) 事故情報の収集と安全対策への協力

- ◆都は、東京消防庁の救急搬送情報を収集し、抱っこひも安全協議会に情報提供した。  
さらに、消費者庁、国民生活センターの協力のもと、医療機関ネットワーク情報を収集し、事業者団体へ提供するよう調整している。





## 4 子供に対するコイン形電池等の安全対策（平成 27 年度）

### （1）電池パッケージ等の改良

- ◆一般社団法人電池工業会では、「誤飲対策パッケージワーキンググループ」を新設し、乳幼児が素手で開けられないパッケージの基準作りを平成 27 年 10 月より開始し、平成 28 年 10 月 1 日に「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」を発行し、電池工業会のホームページで無償公開している。
- ◆電池工業会会員会社は、本ガイドラインに準拠したパッケージを平成 30 年 3 月末目処に市場へ順次導入する予定である。
- ◆電池工業会は、「誤飲対策セルワーキンググループ」を新設し、電池の反応速度を測るハム浸漬試験、及び東京慈恵会医科大学との共同研究により、コイン形リチウム一次電池を誤飲し、食道に電池が停滞した場合の影響を解析して、電池改良の目標設定と改良への足掛かりをつかむ取り組みを行っている。
- ◆同ワーキンググループでは、米国の誤飲事故に関する公開資料 (NBIH) を精査し、1982～2016 年の死亡事故 48 件と重篤事故 192 件のうち約 60%はφ20mm の CR 系、φ11.6mm のボタン電池は重篤 6 件であることを確認するなど、電池の改良に向けた取組を行っている。

### （2）注意表示の改善

電池工業会では、「一次電池安全確保のための表示に関するガイドライン」について、平成 27 年 10 月に、コイン形リチウム一次電池を誤飲した際の危険性に関する項目について改定した。「警告」から「危険」に改正され、誤飲した場合に「死に至ることがある」が追加された。

表示媒体	一次電池の安全確保のための表示文例
プリスタ 台紙	 <b>危険</b> ●電池を乳幼児の手の届く所に置かない。 飲み込んだ場合は、死に至ることがあり直ちに医師に連絡し、指示を受ける。
カタログ 取扱説明書 技術資料 仕様書 等	 <b>危険</b> ●電池は乳幼児の手の届く所に置かないでください。 電池を飲み込むと、化学やけど、粘膜組織の貫通など、最悪の場合は死に至ることがあります。 電池を飲み込んだ場合は直ちに取出す必要がありますので、直ちに医師に連絡し、指示を受けて下さい。

### (3) コイン形電池等使用製品

- ◆一般社団法人日本玩具協会は、玩具安全基準書について「電池」の基準の明確化（ボタン電池等）を盛り込んだ改定基準を平成 28 年 4 月から施行している。

<p>4.26 電池</p> <p>a) 5.2 (小部品試験)に従って試験したときに、小部品円筒内に完全に収まる電池（ボタン型電池や単 4 以下の電池など）の収容部(室)は、容易に開く構造であってはならない。(5.26 (磁石の衝撃試験)に従って試験したとき、電池の収容部(室)が開いたときは、容易に開く構造であるとみなす。)</p> <p>即ち</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 工具等（ドライバー、コイン又はこれに類するもの）を用いなければ電池が取り外せない構造であること。</li></ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 電池収容部を開けるためには、少なくとも独立した二つの動作を同時に行うことが必要なこと。</li></ul> <p>ただし、大人が素手で開ける方法を模索した結果、一動作で開ける手段が判明した場合は、容易に開く構造であるとみなす。</p> <p>(この場合、蓋を開ける動作において手指に掛ける荷重は最大 90N とする。)</p> <p>b) 電池を使用する玩具は、関連する試験を実施した後に、ボタン型電池、コイン型電池又は公称電圧 3V 以上の電池は露出してはならない。</p> <p>その他の電池は、これを玩具の一部とみなしてこの基準（小部品の基準等）を適用する。</p>
--

- ◆国際規格 IEC62368-1（オーディオ／ビデオ、情報及び通信技術機器－安全要求事項）に対応した JIS 原案が経済産業省に申し出される予定であり、平成 29 年度中に JIS として制定される予定である。

### (4) 普及啓発

- ◆事業者団体では、電池の正しい使い方やリサイクル方法などをまとめた消費者向けの小冊子に誤飲防止の啓発ページを加えたものを科学館などで配布したほか、全国で展開する小中学生向けのイベントで乳幼児の誤飲防止に向けた注意喚起を行ったり、誤飲防止を喚起するパネルを作成し、科学館などで展示するなどの活動を行なっている。
- ◆安全な商品の市場流通のため、商品展示会の商談見本市においてビジネス関係者へ普及啓発などを行っている。
- ◆消費者団体及び子育て支援団体等では、子供に対する安全対策学習会の実施やリーフレット配布等により消費者への注意喚起を行っている。
- ◆都は、事業者団体、消費者団体、子育て支援団体、関係機関等と連携して、事故防止啓発リーフレットを 10 万部作成し、都内の保育所・保健センター、消費生活センターのほか、小児科、産婦人科等を通じて配布した。また、東京都広報誌、消費生活情報誌、「東京暮らし WEB」、ツイッター等で注意喚起を行っている。さらに、使用済み電池も注意を要することから、電池廃棄方法の明確化について都内区市町村に依頼した。